

中国倒産制度の特徴：翁曉斌教授報告への所感
(日中学術シンポジウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 善弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007452

■ 日中学術シンポジウム ■

中国倒産制度の特徴

— 翁曉斌教授報告への所感

静岡大学法科大学院 教授・弁護士

山下善弘

中華人民共和国では、2007年6月1日に「企業破産法」が施行された。この「企業破産法」は、日本法と比較した場合には、以下①～③の特徴を有する。①企業法人のみを対象としており個人を対象としていない。②再建型手続・清算型手続といったすべてが単一法典内に規定されている。③再建型手続としては、更生手続（重整）と和議手続（和解）が、清算型手続としては破産手続（破産清算）が設けられている。

日本企業の中国への進出が盛んになるにつれて、日本企業の中国における債権回収及び倒産リスクへの対応が喫緊の課題となっていたところ、中国での企業破産法の制定はビジネス上の予見可能性を与えるものとして歓迎すべきものであった。

2009年9月のリーマンショック以降、世界的な景気後退の影響を中国も受け、中国においても中小企業の倒産が発生した。しかしながら、この倒産事件の増加に直面しても、上記「企業破産法」が十分活用される事態には至らなかった。地方政府、裁判所、債務者、債権者それぞれに事情があるがゆえであった。

もっとも、最近になり、企業破産法の実施が推進されはじめたようである。行政の手段を通じて問題の解決ができない案件も出てきたため、結局は倒産専門家の提案のもとで、債務の危機に陥った企業に対し、倒産保護の措置をとるよう推進せざるを得なくなったことが理由ともいわれる。

翁先生の講演は、私営経済が最も発達している地方である浙江省の倒産事情を分析するものである。浙江省では、ここ数年経済発展が減速し、多くの中小企業が債務の危機に陥り、その大部分の企業が倒産した。夜逃げの現象もしばしば発生しているようである。こうした背景の下、浙江省は破産法の効果を重視し始め、破産法の運用に力を入れ始めたという。これらの事情は、中国経済にとっても、また、中国に進出する日本企業にとっても最大の関心事項である。

翁先生の講演は、中国・日本双方にとり、重大な意義を有する非常に有益なものである。

以上